

埼玉県少子政策課

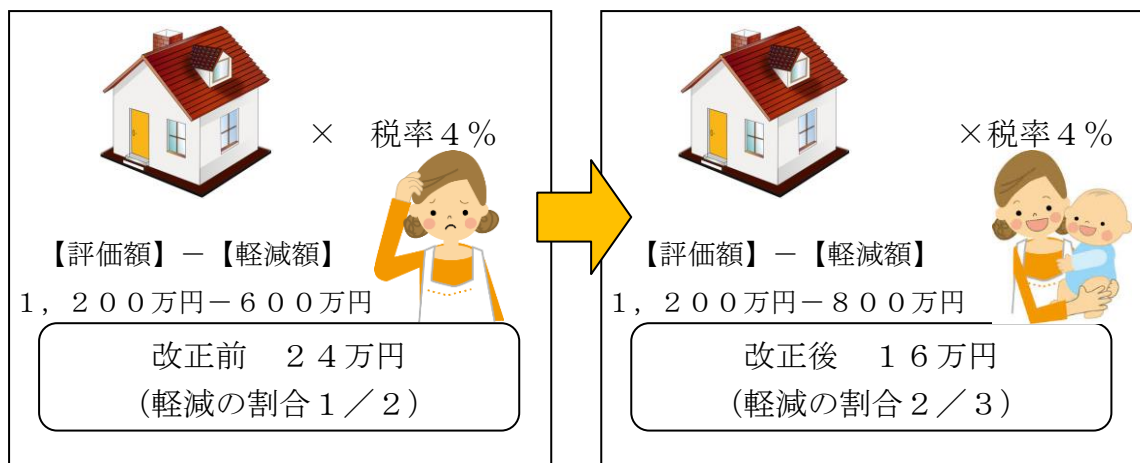
わがまち特例に係る県税条例改正について

◆不動産取得税

家庭的保育事業等（家庭的保育事業、居宅訪問型事業又は事業所内保育事業（定員5人以下））の用に供する家屋を取得した場合、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準から控除する額について、当該不動産の価格の3分の2に相当する額とする。

・ 施行期日：公布の日（平成29年7月11日）

・ 課税のイメージ



【参考】平成29年度税制改正

地方税法が改正され、家庭的保育事業等を行う場合の不動産取得税について法の定めにある課税標準軽減の割合について、都道府県が条例で定めることとされた。

(改正前) 課税標準が価格の 1 / 2

(改正後) 課税標準が価格の 1 / 2 を参酌して、1 / 3 ~ 2 / 3 の範囲内で都道府県の条例で定める割合

※条例に定めがない場合、平成30年度以降、参酌基準（1 / 2）が適用されず全部課税となる。

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置 (固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税)

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注) 助成を受けた後、5年間の時限措置